

IV 河川施設編

1. 河川の維持管理実施計画

(1) 道管理河川一覧(弟子屈出張所管内)

(km)

| 級種 | 水系名 | 河川名 | 市町村名 | 管理区間延長 |
|----|-----|---------|------|--------|
| 1 | 釧路川 | 釧路川 | 弟子屈町 | 24.7 |
| | | 久著呂川 | 標茶町 | 32.3 |
| | | アレキナイ川 | 標茶町 | 7.9 |
| | | チョクベツ川 | 標茶町 | 3.0 |
| | | ホマカイ川 | 標茶町 | 4.2 |
| | | モアレキナイ川 | 標茶町 | 6.8 |
| | | コッタロ川 | 標茶町 | 1.5 |
| | | ヌマオロ川 | 標茶町 | 17.9 |
| | | オソベツ川 | 標茶町 | 11.8 |
| | | シロンド川 | 標茶町 | 1.5 |
| | | クニクンナイ川 | 標茶町 | 1.2 |
| | | チョウマナイ川 | 標茶町 | 1.7 |
| | | 多和川 | 標茶町 | 11.0 |
| | | ポン多和川 | 標茶町 | 2.5 |
| | | オタツニウシ川 | 標茶町 | 1.8 |
| | | 磯分内川 | 標茶町 | 11.5 |
| | | 仁多川 | 弟子屈町 | 1.5 |
| | | 鑑別川 | 弟子屈町 | 14.0 |
| | | 最栄利別川 | 弟子屈町 | 1.5 |
| | | 尾札部川 | 弟子屈町 | 4.5 |
| | | 屈斜路湖 | 弟子屈町 | 28.5 |
| | 計 | 1水系21河川 | | 191.3 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(釧路建設管理部 弟子屈出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

| 管理区分 | 区分 | 内容 | 維持管理水準 | R6年度(2024年度)実施計画 | 地域の特記事項 | 備考 | 参考資料 図面表示 |
|-------|------|-----------|--|--|---|--|--------------|
| 予防管理型 | 施設補修 | 樋門・樋管点検整備 | 予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備 | ○年次計画に沿ってR6年度対象となる樋門の定期点検を実施するとともに、必要に応じてゲートの開閉に支障のないようグリスアップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理 | | ○R6年度(2024年度)点検整備箇所 N=12基(委託12基) ○手動式ゲート数 N=12基(委託12基) | |
| | | 樋門・樋管補修 | 予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施 | ○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見やすい水位標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など) | | | |
| | | 樋門・樋管再塗装 | 予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施 | ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施 | | | |
| | | 堰・排水機場等補修 | 定期点検等の結果による診断を踏まえて健全度を評価し、必要に応じて整備・更新を行い施設の必要な機能を確保 | ○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場編)に基づき、定期点検を実施 ○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備総括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施 | | | |
| 対症管理型 | 施設補修 | 堤防補修 | 堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施 | ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前) | ○出水期前一斉点検は市町村と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表 | 【安全利用点検の実施結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index.anzen.htm | |
| | | 護岸補修 | 護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施 | ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親む利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前) | ○出水期前一斉点検は市町村と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表 | 【安全利用点検の実施結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index.anzen.htm | |
| | | 床止補修 | 床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施 | ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親む利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前) | ○出水期前一斉点検は市町村と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表 | 【安全利用点検の実施結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index.anzen.htm | |
| | | 転落防止柵補修 | 倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施 | ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前) | ○出水期前一斉点検は市町村と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表 | 【安全利用点検の実施結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index.anzen.htm | |
| | | 堤内排水路補修 | 堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施 | ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修 | ○出水期前一斉点検は市町村と連携して実施 | | |
| | | 標識設置 | 老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施 | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修 | ○出水期前一斉点検は市町村と連携して実施 | 該当無し | |

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(釧路建設管理部 弟子屈出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

| 管理区分 | 区分 | 内容 | 維持管理水準 | R6年度(2024年度)実施計画 | 地域の特記事項 | 備考 | 参考資料 図面表示 |
|--------|---------|---|---|--|----------------------|--|----------------------------------|
| 日常管理型 | 河川機能回復 | 低水路整理 | 河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去 | <ul style="list-style-type: none"> ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去 | ○出水期前一斉点検は市町村と連携して実施 | | |
| | | 河口掘削 | 河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河口の状況を把握し、必要に応じて河口掘削を実施 ○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる | | | |
| | | 結氷除去 | 融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去 | <ul style="list-style-type: none"> ○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去 ○H23年北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結氷除去 | | ○北海道融雪災害対象河川については、該当河川無し | 「北海道の融雪災害対策」参照 要注河川明示(パトロール図) |
| | | 流木除去 | 河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生恐れがある場合に、除去 | <ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生恐れがある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去 | ○出水後に関係機関による現地調査実施 | | |
| 河川区域維持 | 河川区域伐開 | 河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討 | | | 「市民団体協働の川づくり事業」～建設部HP掲載 http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/grp/kasenjishimindantai.pdf | |
| | 再生資源等処理 | 河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管 | | | | |
| | その他 | 不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置 ○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置 | ○「屈斜路湖適正利用連絡協議会」でパトロールを実施 | | | |

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(釧路建設管理部 弟子屈出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

| 管理区分 | 区分 | 内容 | 維持管理水準 | R6年度(2024年度)実施計画 | 地域の特記事項 | 備考 | 参考資料 図面表示 |
|--------------|-----------|---|--|--|---------|--|--------------|
| 除草 | | 水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間) | 重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施 | ○洪水による災害の発生の防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用通路の草刈りを実施 ○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、収集して処理 ○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施 ○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用通路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施 | | 「市民団体協働の川づくり事業」～建設部HP掲載 http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/grp/kasenijishimindantai.pdf | 除草区間明示(除草区間) |
| | | 上記以外の区間 | 上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施 | | | | 除草区間明示(除草区間) |
| | | 周辺環境 | 病虫害発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施 | ○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病虫害発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施 | | | |
| 環境施設の機能回復 | | 低々水路の機能保持 | 土砂堆積により低々水路の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去 | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去 | | | |
| | | 魚道の機能保持 | 土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去 | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去 | | | |
| | | 魚巢護岸の機能保持 | 土砂堆積や異常洗掘等により、魚巢護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巢護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去 | | | |
| | | 環境施設の機能保持 | 親水施設や魚巢護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去 | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去 | | | |
| その他河川区域の環境管理 | 河畔樹木の育成など | | 良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。 また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保 | ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施 | | | |
| | | | | ○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施 ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施 | | | |

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(釧路建設管理部 弟子屈出張所管内)

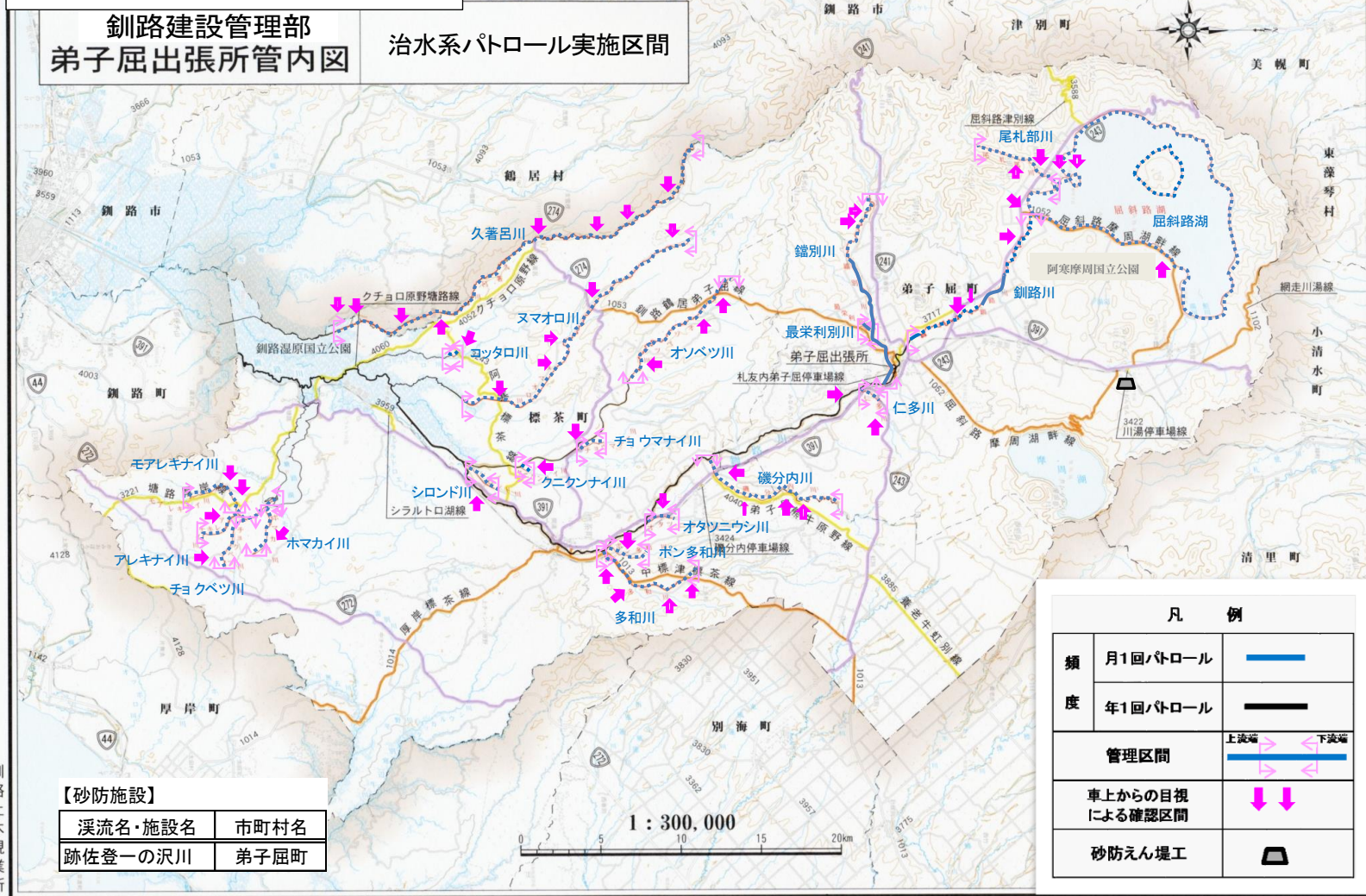
○河川/パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

| 管理区分 | 区分 | 内容 | 維持管理水準 | R6年度(2024年度)実施計画 | 地域の特記事項 | 備考 | 参考資料 図面表示 | |
|------|------------|-------------|--|--|---|---------------------|--|--|
| 必要経費 | 付属施設補修 | 水文施設補修 | 老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施 | ○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供 | ○インターネット「川の防災情報」での気即時における警戒水位、警戒雨量超過の場合は、通報する | ○施設年点検 ○不具合時点検保守 | | |
| | 施設維持 | 可動堰等施設維持運営費 | 施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費 | ○土現管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理 | | ○河道堰等施設は該当無し | 施設箇所明示(パトロール図) | |
| | | 排水機場 | 施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費 | ○土現管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理 | | ○排水機場施設は該当無し | 施設箇所明示(パトロール図) | |
| | 河川区域維持 | 水防資材等購入 | 洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費 | ○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理 | ○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する | ○防災情報連絡会議(6月予定) | 水防等資材保管一覧表(別途資料) | |
| | 樋門(管)操作委託料 | | | 出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費 | ○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約 | | | |
| | | 定期点検操作委託料 | 樋門(管)の適切な機能保全を行うため、出水期前を始めとして目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費 | | ○定期点検は出水期前の4月、出水期の7~10月の各月に実施することとしていますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を土現から支給 ○定期点検の記録表は翌月5日までに提出 | ○操作不具合箇所は、早急に対処する。 | ○定期点検(5回) ・出水期点検1回(4月) ・7~10月各1回 | |
| | | 臨時操作・巡回委託料 | 大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費 | | ○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる | ○警戒体制時の巡回の徹底を図る | | |

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を複製したものである。(承認番号 R5国地情複第468号)

釧路建設管理部 弟子屈出張所管内図

治水系パトロール実施区間



【砂防施設】

| | |
|---------|------|
| 溪流名・施設名 | 市町村名 |
| 跡佐登一の沢川 | 弟子屈町 |

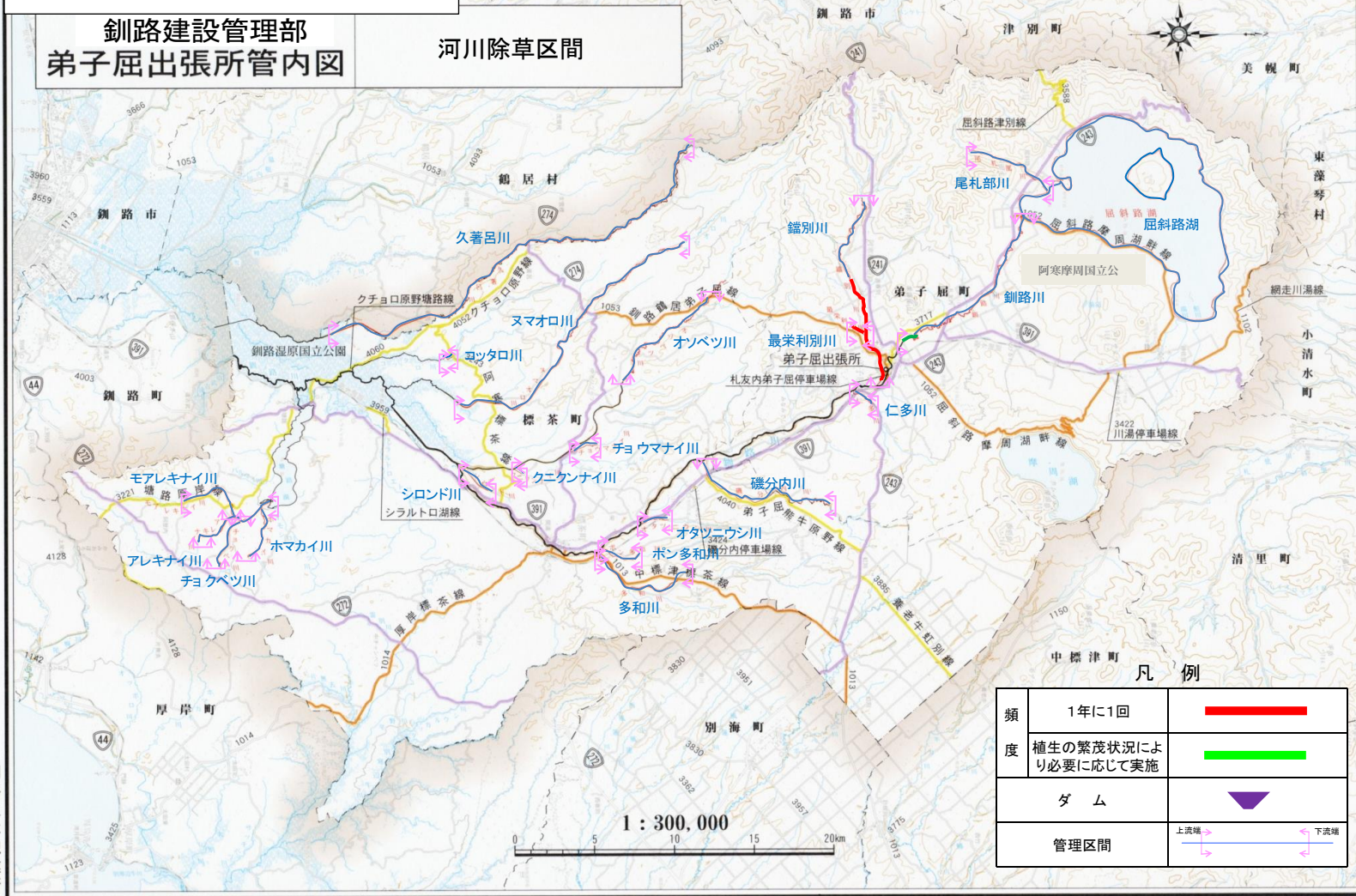
凡 例

| | | |
|----------------|-----------|---------|
| 頻 度 | 月1回ノパトロール | |
| | 年1回ノパトロール | |
| 管理区間 | | 上流端 下流端 |
| 車上からの目視による確認区間 | | |
| 砂防えん堤工 | | |

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を複製したものである。(承認番号 R5国地情複第468号)

釧路建設管理部 弟子屈出張所管内図

河川除草区間



| 凡例 | |
|------|---|
| 頻度 | 1年に1回 — |
| 度 | 植生の繁茂状況により必要に応じて実施 — |
| ダム | ▲ |
| 管理区間 | 上流端 ← → 下流端 |

V 砂防編

1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

(1) 砂防関係施設一覧

砂防施設

| 番号 | 水系名 | 溪流名 | 工種 | 施行年度 | 市町村名 | 備考 |
|----|-----|---------|-------------|---------|------|----|
| 1 | 釧路川 | 跡佐登一の沢川 | 砂防地工(砂防えん堤) | H13~H15 | 弟子屈町 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

地すべり防止施設

| 番号 | 地区名 | 主要工種 | 施行年度 | 市町村名 | 備考 |
|----|-----|------|------|------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

急傾斜地崩壊防止施設

| 番号 | 地区名 | 主要工種 | 施行年度 | 市町村名 | 備考 |
|----|-----|------|------|------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

雪崩対策施設

| 番号 | 地区名 | 主要工種 | 施行年度 | 市町村名 | 備考 |
|----|-----|------|------|------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※ 番号は、「治水系パトロール図」の位置番号を記入

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(釧路建設管理部 弟子屈出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【砂防・地すべり・急傾斜地】

| 管理区分 | 区分 | 内容 | 維持管理水準 | R6年度(2024年度)実施計画 | 地域の特記事項 | 備考 | 参考資料 図面表示 |
|-------|--------|----------|--|---|-----------------------------|--|--------------|
| 予防管理型 | 施設補修 | 砂防関係施設補修 | 砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留補工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施 | ○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う | ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表 | 【安全利用点検の実施結果HPアドレス】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzeniyoutenken/index_anzen.htm | |
| 対症管理型 | 施設補修 | 護岸補修 | 護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修 | ○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う | | | |
| | | 法面補修 | 法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修 | ○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う | | | |
| | | 排水施設補修 | 接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修 | ○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う | | | |
| | | 転落防止柵補修 | 倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修 | ○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う | | | |
| | | 標識補修 | 標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処 | ○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う | | | |
| | | 管理用道路補修 | 不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処 | ○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う | | | |
| 日常管理型 | 施設機能回復 | 土砂等除去 | 土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去 | ○出水期前の点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う | | | |
| | | 流木等除去 | 施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去 | ○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う | | | |
| | | 結氷除去 | 融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の遡流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去 | ○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う | | | |
| | | 塵芥処理 | 施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に対処 | ○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う | | | |
| | | 崩土除去 | 斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去 | ○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う | | | |
| | | 排水施設清掃 | 土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施 | ○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する | | | |
| | | 法面除草 | 人家と接近している箇所では草類が繁茂し、病虫害発生等の抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施 | ○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する | | | |

VI 資料編

1. 管内関係機関

| 機 関 名 | 住 所 | 電話番号 |
|-------------------------------------|------------------|--------------|
| (国の関係機関) | | |
| 釧路開発建設部 弟子屈道路事務所 | 川上郡弟子屈町鈴蘭4丁目4-1 | 015-482-2327 |
| 釧路開発建設部 釧路河川事務所 | 釧路市幸町10丁目3番地 | 0154-21-5500 |
| 環境省(釧路自然環境 事務所川湯自然保護官 事務所) | 川上郡弟子屈町川湯温泉2-2-2 | 015-483-2335 |
| 環境省(北海道地方環 境事務所釧路湿原自然 保護官事務所) | 釧路市北斗2-2101 | 0154-56-2345 |
| 北海道森林管理局 根釧西部森林管理署 | 釧路市千歳町6の11 | 0154-41-7126 |
| (道の関係機関) | | |
| 釧路総合振興局 | 釧路市浦見2丁目2番54号 | 0154-43-9100 |
| 釧路総合振興局森林室 | 厚岸郡厚岸町梅香町1丁目8番地 | 0153-52-2165 |
| (市町村の関係機関) | | |
| 弟子屈町 | 川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号 | 015-482-2191 |
| 標茶町 | 川上郡標茶町川上4丁目2番地 | 015-485-2111 |
| 別海町 | 野付郡別海町別海常盤町280番地 | 0153-75-2111 |
| (その他の関係機関) | | |
| 弟子屈警察署 | 川上郡弟子屈町中央2丁目9-28 | 015-482-2110 |
| 釧路北部消防事務組合 弟子屈消防署 | 川上郡弟子屈町美里3丁目8番1号 | 015-482-2073 |
| 釧路北部消防事務組合 標茶消防署 | 川上郡標茶町旭4丁目6-2 | 015-485-2021 |

2. 水防等資材保管一覧表

| 資材名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|---------|--------------------------------|----|-----|--------------|
| 土のう袋 | 400mm × 600mm | 枚 | 450 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| 土のう袋 | 1000mm × 1100mm | 枚 | 49 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| オイルフェンス | ブリジストン EP-200S 20m/本 φ20 | 本 | 2 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| 油吸着材 | マイティゲルライト MG-2000S 50×47 50枚/箱 | 枚 | 263 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| 吸着マット | 森の木太郎 MPW-45 38×55×3 20枚/箱 | 枚 | 140 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| 胴長 | | 足 | 1 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| スコップ | | 挺 | 25 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| 掛矢 | | 挺 | 2 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| なた | | 挺 | 4 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| かま | | 挺 | 5 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| ノコ | | 挺 | 4 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| ツルハシ | | 挺 | 4 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| しの | | 挺 | 3 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| ペンチ | | 挺 | 3 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| 水中ポンプ | | 台 | 1 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| 電エドラム | | 台 | 1 | 弟子屈出張所 物品倉庫C |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |